
第八章

保存・活用の推進方策(具体的活動の指針)

(1)文化遺産を調べる・評価する

1)文化財基礎調査の推進

南城市の文化財は、国指定・登録文化財12件、県指定文化財9件、市指定文化財59件となっている。一方、基礎調査において把握された市内の文化遺産の総数は1000件以上にもなっており、今後も文化遺産の新たな発見による増加が想定される。文化財基礎調査では、文化遺産の名称と分布状況を確認した文化遺産リストと、詳細調査によるカルテで構成される文化遺産データベース（関連文化財群の一部）を作成したが、今後も継続的に基礎調査を実施し、地域に潜在する文化遺産を新たに発見したり既存の情報を更新したりして、リスト・データベースとも充実させる必要がある。また、こうした情報を市民全体で共有するため、歴史文化デジタル・アーカイブの構築をめざす。

①基礎調査への市民参加の促進

- 市民・地域住民と行政の協働による文化遺産の調査を行い、データベースへの追加・更新を推進する。
- 最初は、案内ガイドの会や文化協会、まちづくり団体などに協力してもらいながら調査を進める。市は調査方法の指導・支援を行い、サポーター調査員の人材育成もあわせて行う。その後、市民や地域住民が自ら文化遺産の調査を行うことができるよう誘導する。
- 基本構想で位置づけられた歴史文化保存活用区域から順次スタートし、対象を市全体へ広げる。

②情報の公開・検索・発信システムの構築

- 基礎調査で得た情報は文化遺産データベースとして更新し、また必要なものはデジタル・アーカイブ化することで、市民や地域住民、さらには市外の人々へ公開し、文化遺産の普及・啓発を図る。
- 南城市の文化遺産に関する情報公開・検索システム（南城市歴史文化ポータルサイト）をつくり、市の既存ホームページなど地域情報サイトと連携・リンクしながら運営する。また、市民、関係団体による文化遺産関連のホームページやブログ等ともリンクさせ、文化遺産情報の多様化に努める。
- 基礎調査で調べて公開された情報について、その後の市民等による追加調査、写真記録などの情報が追記できるようにする。また、市民が所蔵している写真やビデオなどの映像記録を集めて、デジタル化するなどの対応をめざす。

2)モニタリングと文化財指定・登録の推進

文化遺産のモニタリング（継続的観察）は、文化遺産の状態を定期的に把握し、過去の保存修復の効果の評価、管理方法の改善検討、今後の保存修復計画の策定に役立てるものである。また、劣化や破壊について事前の対応措置を講ずることが可能となる。そこで本市においても、文化遺産の状態や変化を定期的に把握するため、市民、地域住民等の参加によるモニタリングシステムの導入を検討する必要がある。

①定期的なモニタリングの実施

- 文化遺産の適切なモニタリング方針を定めるモニタリング検討委員会（仮称）を設けて検討し、決定事項にしたがって、定期的にモニタリングを実施して文化遺産の維持管理に努める。
- 災害等による修復・整備の際に、元の姿へ回復できるような記録保存を実施する。
- 市民が参加できるような調査手法（目視調査など）を検討し、市民から市に報告される仕組みを、南城

市歴史文化ポータルサイトを活用して構築する。市はモニタリング結果にしたがって、文化遺産の維持管理、修復・修復等の計画を定めるべく努力する。

②文化財指定・登録の推進

- 基礎調査において把握された文化遺産のうち、価値が高いと考えられるものを分類・整理し、登録・指定が必要なもの、地域において保存・管理していくものを評価していく。
- 文化遺産の評価は市や専門家が当初は担うが、市民参加による評価システムへと段階的に移行する（南城市歴史まちづくりサポーター会議が運営するイメージ）。
- 該当する文化遺産について、市は所有者や関係者の理解を得ながら、法定の文化財としての指定・登録作業を進める。

表 取組主体と時期(目安)

指針	取組内容	取組主体※						取組時期(目安)		
		①	②	③	④	⑤	⑥	短期	中期	長期
文化財基礎調査の推進	基礎調査への市民参加の促進	◎	○	◎	◎	○				
	情報の公開・検索・発信システムの構築	○	△	○	◎	○	○	■	■	■
財 財指定・登録の推進	定期的なモニタリングの実施	◎	○	◎	◎	○				
	文化財指定・登録の推進	○			◎	○			■	■

※1 ①地域住民、②出身者・門中構成員、③市民、④行政・公的機関、⑤研究者・郷土史家、⑥来訪者で、◎は関与が大きい、○は関与が中程度、△は関与が小さい

※2 短期は現在～5年後程度、中期は5～10年後程度、長期は10～20年後程度

(2)文化遺産を維持管理する

1)住民・市民主体の維持管理の推進

基本構想で位置つけたように、南城市の文化遺産は地域の歴史や風土と結びついており、文化遺産単体ではなく、文化遺産同士のつながりや周辺環境、地域の生活と一体的に保存・活用する必要がある。文化遺産を日常的に維持管理するのは、文化遺産の所有者や文化遺産が所在する地域の住民などであり、関係者が文化遺産に誇りを持ちながら、積極的に活動できるように誘導する仕組みについて位置づける。

①文化遺産を維持管理する意欲の喚起

- 地域住民や市民に、文化遺産の価値を確認する基礎調査やモニタリング調査に参加してもらうほか、インターネットや広報誌を通じた情報提供、文化遺産を舞台にしたイベントの実施など、まずは文化遺産を知る・触れる機会を創出する。
- 継続的な活動や質の高い活動に対する表彰制度を設けるなど、文化遺産を維持管理する意欲を育てる。

②維持管理ルール(利用ルール)の設定

- 国指定文化財については「文化財保存管理計画」が位置づけられているが、他の文化遺産については維持管理のマニュアル等がなく、南城市の文化遺産を維持管理するための目安となる考え方を本計画において定める(第6章に整理)。
- 保存活用区域ごと、または文化遺産ごとに個別の利用ルールを設け、それを利用者の目にふれるようにし、文化遺産の維持管理に対する理解を広げる。
- 生活の場(住宅等)に文化遺産が分布している場合は、公私の境界を定め、利用を区分けするとともに、その状況をモニタリングでチェックし、必要ならば改善する。
- 御嶽・拝所をはじめ参拝の対象となる文化遺産では、参拝者によって未許可で建造物がつくられる事態があるので、その規制を図る。

③伝統祭祀や伝統芸能の継承・復興

- 伝統芸能の継承団体や伝統祭祀を続けている地域はこれまでの取り組みを継続するとともに、祭祀・芸能の持つ価値や有形文化遺産とのつながりを含めた継承活動に努める。
- 人材不足等の理由により伝統祭祀の継承が危ぶまれる場合は、市や有識者とともに祭祀継続を考える検討の場を設け、地域住民の立場を尊重した問題解決を図る。
- 途絶えてしまったり継承が難しくなったりしている祭祀や芸能については、将来の復興への材料として聞き取り調査や映像等の記録保存を行う。
- 継承者不足等により芸能の披露・公演の継続が困難な団体や演目については、上演機会の提供や人材育成、道具・衣裳等の助成などの支援が行えるように配慮する。
- 都市部の市民や出身者子弟、来訪者がこれらの継承活動に参加できる仕組みを整える。

2)文化遺産の修復・修景・整備の推進

文化遺産を恒久的に維持していくためには、修復や整備などのメンテナンスが必要である。そのためには文化遺産の定期的な状況把握を行い、計画的な方針を立てながら修復や整備を進めるものとする。また、景

観法の制定にみられるように景観的な美しさに対する関心が高まっており、景観に寄与する文化遺産の価値にも注目しなければならない。

①修復・修景・整備の推進

- 日常の維持管理活動で修復が必要だと判断されたときには、市との協議のうえ対応するものとし、軽微な補修の場合は地域（自治会等）で補修を行う。
- 指定文化財など各法令との調整が必要な場合は、市が中心となって適切な手続きを行う。技術指導や財政措置についても市が中心となって対応する。
- 石積み、植栽（植生）、電柱・電線、眺望等について修景の手法・技術を駆使して、なるべく往時の状態に戻す・近づける。
- 復元にあたっては詳細な調査に基づき、専門家の意見等も踏まえて史実に基づく復元を行う。
- 文化遺産を含めた周辺の面的整備を図る場合には、文化遺産の価値が減じないように最大限配慮し、歴史的雰囲気にあふれる環境整備を図る。

②修復・修景・整備技術及び材料の蓄積

- 修復・修景・整備に必要な修復技術の蓄積を図る。特に南城市においてはグスクや墓、石獅子等の石造建造物が多いため、関係機関や企業と連携しながら、伝統的の石造技術を継承した人材の育成を促進する。
- 文化遺産の修復や整備に用いる材料の確保に努める。琉球石灰岩はじめ、南城市に特徴的な栗石、古民家を構成する赤瓦やチャーギ等については、解体される物件からの買上げ（譲渡）及び保管を進め、必要な際にリユースする体制を整える。

3) 維持管理における行政の主体的役割

今後の文化遺産の保存・活用に際しては、従来の文化財保護のように文化財担当だけでなく、庁内各部署が連携して問題解決にあたる必要がある。そのため、歴史文化まちづくりコンセプトに沿った事業の企画・立案、部署間の協働と役割分担に今まで以上に取り組む。

①文化遺産の保全や維持管理活動を支援する庁内連携の促進

- 文化遺産及び周辺を保全し維持管理するためには、取り組みや活動に対する行政支援が必要であり、国や県の助言・支援を得ながら、南城市が積極的に対応する。
- 問題意識を共有し、善処策（対応する部課の調整、法制度の調整、有効な予算枠の検討）を協議するため、既存の庁内会議などを活用して密な意見交換を行い、課題に対し迅速に意志決定する。
- 管理者に過大な負担が生じないように、できるだけ技術的措置や助成金などの支援を講じる。

②文化遺産の防災体制の整備

- 市の総合計画や防災計画を基本に防災体制を整える。グスクや拝所などが分布する場所には地すべり危険箇所も多いことから、定期的な維持管理を図るとともに、必要に応じて危険区域への立入りを禁止するなどの措置をとる。
- 災害情報の危険性を文化遺産データベースに反映し、文化遺産ハザードマップを作成する。また、災害等による修復・整備の際には、元の姿へ回復できるようにモニタリング記録を適切に保管する。

表 取組主体と時期(目安)

指針	取組内容	取組主体※						取組時期(目安)		
		①	②	③	④	⑤	⑥	短期	中期	長期
住民・市民主体の維持管理の推進	文化遺産を維持管理する意欲の喚起	◎	△	◎	○			■		
	維持管理ルール(利用ルール)の設定	◎		○	○		○	■		
	伝統祭祀や伝統芸能の継承・復興	◎	○	○	○	△		■	■	■
文化遺産の修復・修景・整備の推進	修復・修景・整備の推進	◎		○	◎				■	■
	修復・修景・整備技術及び材料の蓄積	△		○	◎	◎			■	■
維持管理における行政の主体的役割	文化遺産の保全や維持管理活動を支援する庁内連携の促進				◎			■	■	■
	文化遺産の防災体制の整備	△		△	◎				■	■

※1 ①地域住民、②出身者・門中構成員、③市民、④行政・公的機関、⑤研究者・郷土史家、⑥来訪者で、◎は関与が大きい、○は関与が中程度、△は関与が小さい

※2 短期は現在～5年後程度、中期は5～10年後程度、長期は10～20年後程度

(3) 文化遺産を活用(体験学習)する

1) 文化遺産の体験学習機会の充実

文化遺産の保存の前提になるのが文化遺産を身近に感じてもらうことであり、市民・地域住民や来訪者など様々な立場の人々が、南城市の文化遺産に気づききっかけを持ち、地域において文化遺産に触れる体験をし、学習活動や地域活動を展開していくことが重要である。このような市民・地域住民による主体的な取り組みが進むことで、文化遺産の一体的な保存や活用が進むものと考えられる。

①歴史文化まちづくりのストーリーの公開

- 「南城市歴史文化基本構想・保存活用計画」の考え方を、パンフレットや広報物、インターネット等で地域住民や市民に広く公開し、南城市の歴史文化の特性やコンセプト、関連文化財群のストーリーの普及・啓発を図る。
- 市民や来訪者の誰もが参加できるような歴史文化に関する見学会や講演会を定期的を開催し、市の歴史文化の魅力の普及・啓発を推進する。

②文化遺産の展示・体験学習機会の充実

- 市のイベント時に文化遺産展示会や文化遺産巡りを開催するなど、市民や来訪者に対し、文化遺産に触れる機会の充実を図る。
- 地域別やテーマ別による文化遺産巡りや展示会、発掘調査の現場説明会等の取り組みを展開し、地域の個性や身近な文化遺産を知り・触れる機会を提供する。
- 大型グスクの広場空間における体験学習会、「がんじゅう駅・南城」等の既存施設を活用した展示・体験機会などを創出する。
- 上記の活動が円滑に行われるように、文化遺産の周辺の面的整備、既存施設の改修、展示・学習施設の充実などにも取り組む。

③伝統芸能の体験と継承の促進

- 伝統芸能の継承団体や地域はこれまでの取り組みを継続するとともに、伝統芸能の持つ価値や有形の文化遺産とのつながりを含めた継承活動に努める。
- 都市部の市民や出身者子弟、来訪者がこれらの継承活動に参加できる仕組みを整える。
- 市内のまちづくり推進課や観光文化振興課、商工会、青年会、各地域(字)と連携し、市内の伝統芸能を披露する機会、参加体験ができる機会の充実を図る。

2) 学校教育との連携

青少年を取り巻く社会状況が様々な問題を抱えるなか、地域に根ざした文化を見直そうという動きが目目され、地域文化を学習し伝承していくことが、地域の活性化のみならず、青少年の健全育成に役立つと考えられている。このように文化遺産の保存・活用は、南城市の将来を担う子どもたちを育てる環境づくりとも密接に関わり、学校・家庭・地域が一体となって歴史文化に関する学習機会を充実していくことが望まれる。

①学校教育における地域学習の充実

- 総合学習や夏休みなどの機会を利用し、児童・生徒による地域の文化遺産をフィールドとした地域学習、

工芸や生産技術、伝統芸能のカリキュラムへの組み込みなどを推進する。

- 小中学校における運動会や文化祭、クラブ活動などで地元の民俗芸能の体験ができる機会を広げる。

②PTAや地域住民の参画の促進

- 地域の高齢者や技術を持つ人材を講師に依頼した体験学習会を開催するなど、児童・生徒と地域人材が触れあう機会を創出し、学校教育の現場に地域住民が協力する体制づくりを進める。
- 子どもの活動をとおして親世代が文化遺産への理解を深めることができるように、保護者参加の機会を充実・強化することにPTAと連携して取り組む。
- 上記の活動に活用できるように、基礎調査をふまえた地域の文化遺産学習の教材制作に取り組む。

3)文化遺産の活用場面の多様化

近年、地域住民や地方公共団体において、文化遺産を積極的に活用したいという意欲が高まっており、文化遺産を活動の場としながら地域の発展に寄与したいと考えるNPO法人や市民団体の数も増えている。一方、文化観光、遺産観光などのように、文化遺産を観光に活用する動きも広がりを見せており、地域の伝統文化やその建造物などが重要な観光誘客の資源としてとらえなおされている。このような動向を受け止めつつ、文化遺産の自立的な維持管理が図られるように、文化遺産の活用機会を広げていく必要がある。

①イベント等の企画・運営への市民参加の促進

- 地域の課題を一緒に解決しようとするNPO関係者と自治会関係者との交流会を開く。
- 文化遺産を活用したイベントの企画・運営は、「(仮称)南城市歴史まちづくりサポーター会議」を窓口とし、地域や所有者に喜ばれるような活用を行うため、企画段階からこれらの意見を取り入れて進める。
- コンサート、演劇、講演会、紙芝居、芸術活動、お笑いライブなど幅広い年齢層が興味を持ち、かつ地域に無理のない小さな企画を、文化遺産の場を移しながら継続的に開催できるように、地域の実情に応じて企画・運営の仕方を工夫する。
- ふだん維持管理をする立場とはまったく異なる人・団体が文化遺産を活用することによって、新たな価値や効果が見出される場合があり、若者や地域外からの活用要望にも積極的に応えていく。
- イベントなど多数の来訪者が一度に集まる場合、文化遺産の劣化や損傷が生じないように、養生仮設を備えたり立入禁止区域を設けたりなど最大限配慮する。

②文化遺産の観光利用の推進

- 文化遺産の観光資源化を進める前に、各地域(字)の観光受け入れの考え方を把握し、地域の実情に応じた文化遺産の観光利用が可能ないように管理・運営する。
- 市の観光文化振興課や観光協会などでは、斎場御嶽をはじめ文化財や癒しスポットに注目した観光振興を図っており、これらの動きと密に連絡して、歴史文化をテーマとした観光を進めていく。
- 文化遺産単体だけでなく、文化遺産同士をネットワークすることで相乗効果が生まれることが多いため、観光ルートや文化遺産散策トレイル等を整備することなども各方面と調整する。

③文化遺産活用に関する人材の育成

- 保存活用区域または個々の文化遺産について、維持管理やイベントの企画・運営を人的または金銭的に支援するボランティア人材を募集し、「(仮称)南城市歴史まちづくりサポーター会議」に組み込む。

- 既存の案内ガイドの会に所属する人材や、南城市の歴史文化に関する知識を持つ人材等を人材バンクへ登録し、イベントや観光案内など必要に応じて派遣する。これらの人材に対しては、歴史検定試験の南城市版を実施するなどして技能の維持に努める。
- 県内外の類似の組織、関連する団体との交流を図り、問題意識やノウハウを共有する。
- 大学の考古学、歴史学、民俗学等の研究室と連携し、南城市の文化遺産を現場としてインターンシップを受け入れるなど、学生を学芸員として育てる仕組みづくりに取り組む。

表 取組主体と時期(目安)

指針	取組内容	取組主体※						取組時期(目安)		
		①	②	③	④	⑤	⑥	短期	中期	長期
文化遺産の体験学習 機会の充実	歴史文化まちづくりのストーリーの公開				◎			■		
	文化遺産の展示・体験学習機会の充実	○		○	◎		○	■	■	■
	伝統芸能の体験と継承の促進	◎	○	○	○		△	■	■	■
学校教育との連携	学校教育における地域学習の充実				◎	○		■	■	■
	PTAや地域住民の参画の促進	○		○	◎			■	■	■
文化遺産の活用場面の 多様化	イベント等への企画・運営への市民参加の促進	◎	△	◎	○		○	■	■	■
	文化遺産の観光利用の推進	○		○	◎		◎	■	■	■
	文化遺産活用に関する人材の育成	◎	△	◎	◎	◎		■	■	■

※1 ①地域住民、②出身者・門中構成員、③市民、④行政・公的機関、⑤研究者・郷土史家、⑥来訪者で、◎は関与が大きい、○は関与が中程度、△は関与が小さい

※2 短期は現在～5年後程度、中期は5～10年後程度、長期は10～20年後程度